

第 5 5 号議案

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

中間市長 福田 浩

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、コミュニティ広場の再編並びに市立の小学校及び中学校の再編が本市における喫緊の課題であり、かつ、その規模及び性質に照らし本市の将来に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するため、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を設置すること並びにその組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会の附属機関として、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 検討委員会は、次に掲げる諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申するものとする。

- (1) コミュニティ広場の再編に関する基本構想の策定に係る市長からの諮問
- (2) 市立の小学校及び中学校の再編に関する学校施設の整備手法に係る教育委員会からの諮問

(委員)

第4条 検討委員会は、12人以内の委員で組織する。

2 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識又は経験を有する者
- (2) 市立小学校の児童又は市立中学校の生徒の保護者
- (3) 市立小学校又は市立中学校の校長
- (4) 市議会議員
- (5) 副市長
- (6) 教育長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長及び教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 市長及び教育委員会は、前項に規定する期間の満了前であっても、コミュニティ広場の再編並びに市立の小学校及び中学校の再編が終了したとき、委員から申出があったとき又は心身の故障その他の理由によりその職務を行わせることが適当でないと市長及び教育委員会が認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長を定めていないときは、その議事となるべき事項に応じ、市長又は教育委員会が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、諮問があつた事項について専門の知識若しくは経験を有する者又は関係者に会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(書面会議)

第8条 検討委員会は、諮問があつた事項の性質に照らし参集を要しないと認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

- 2 書面会議を行うときは、委員長は、前条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、委員長及び副委員長を定めていないときは、その議事となるべき事項に応じ、市長又は教育委員会が求めるものとする。
- 3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員に対し、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）第6条の規定により報酬を支給する。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、書面会議に準用する。
- 5 委員長は、書面会議を行ったときは、その旨及び結果について、その議事となった事項に応じ、市長又は教育委員会に通知するものとする。

(検討委員会による調査)

第9条 検討委員会は、市長又は教育委員会から諮問があつたときは、当該諮問を行った機関（以下「諮問庁」という。）に対し、資料の提示を求め、その内容を見分することができる。

- 2 諮問庁は、検討委員会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、検討委員会は、諮問をされた事件に関し、関係者への聴取り、情報の収集その他の必要な調査をすることができる。

(委員による調査)

第10条 検討委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、又は同条第3項の規定による調査をさせることができる。

2 前項の規定による閲覧又は調査をした委員は、当該閲覧又は調査の結果を検討委員会に報告するものとする。

(会議の非公開)

第11条 会議は、これを公開しない。ただし、検討委員会が認めたときは、これを公開することができる。

(秘密の保持)

第12条 何人も、会議若しくは書面会議又は第9条及び第10条の規定による調査等により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議録)

第13条 検討委員会は、会議録を作成し、その概要を公表するものとする。

(市長及び教育委員会の責務)

第14条 市長及び教育委員会は、検討委員会に諮問を行ったときはその事実について、当該諮問について答申を受けたときはその事実及び答申の内容について、相互に通知するとともに、必要な連携を取らなければならない。

2 市長及び教育委員会は、検討委員会に行った諮問について答申を受けたときは、その内容を尊重しなければならない。

(庶務)

第15条 検討委員会の庶務は、未来創造部に属する部署のうちから規則で定めるものにおいて処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(この条例の廃止)

2 この条例は、令和8年3月31日までに廃止するものとする。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(58) コミュニティ広場・学校再編検討委員会の委員

別表第2に次のように加える。

コミュニティ広場・学校再編検討委員会の委員		4,200 円
-----------------------	--	---------